

PCB廃棄物の経緯①

1954年(昭和29年) PCBの国内製造開始(鐘淵化学工業、三菱モンサント化成)

1968年(昭和43年) カネミ油症事件発生(PCBを原因とする食中毒事件)

1972年(昭和47年) 行政指導(通産省)により製造中止、回収等の指示

1973年(昭和48年) (財)電気絶縁物処理協会が、処理施設の立地に向けた取組を開始

電機機器メーカーが中心となって設置
(通産省所管)

- 焼却方式による施設の設置を目指す
- **焼却方式による処理施設**については、排ガス問題が忌避され、地元住民の理解が得られず

約30年間、処理施設立地が試みられるが、すべて失敗 (39戦39敗)

11,000台が紛失
(平成10年厚生省調査)

2001年 スtockホルム条約(POPs条約)
(平成40年までのPCB廃棄物処理)

2001(平成13年) PCB廃棄物特別措置法の制定

環境事業団法の改正

公害防止施設の建設譲渡事業等を行っていた同事業団の業務としてPCB処理事業を追加

環境省は、環境事業団(現 JESCO)を活用した、
「化学処理」による処理施設の整備に着手

PCB廃棄物の経緯②

2001年(H13)

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定

環境事業団法の改正

処理施設の整備に着手

2004年(H16)

日本環境安全事業株式会社(JESCO)の発足(環境事業団から引継ぎ)

高圧トランス・コンデンサ等

2004年(H16)	JESCO北九州事業所の操業開始
2005年(H17)	JESCO豊田事業所、東京事業所の操業開始
2006年(H18)	JESCO大阪事業所の操業開始
2008年(H20)	JESCO北海道事業所の操業開始

微量PCB汚染廃電気機器等

2002年(H14)

微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明

微量PCB汚染廃電気機器等

○微量PCB汚染廃電気機器等とは

- ・PCB廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブルに使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染された絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物になったもの。
※ただし、PCBを絶縁材料として使用されたものを除く。

○微量PCB汚染廃電気機器等の例



トランス



コンデンサ



OFケーブル

微量PCB汚染廃電気機器等の経緯①

2003年～05年
(H15～H17)

低濃度PCB汚染物対策検討委員会

※当時は、今でいう「微量PCB汚染廃電気機器等」を「低濃度PCB汚染物」と呼んでいた。

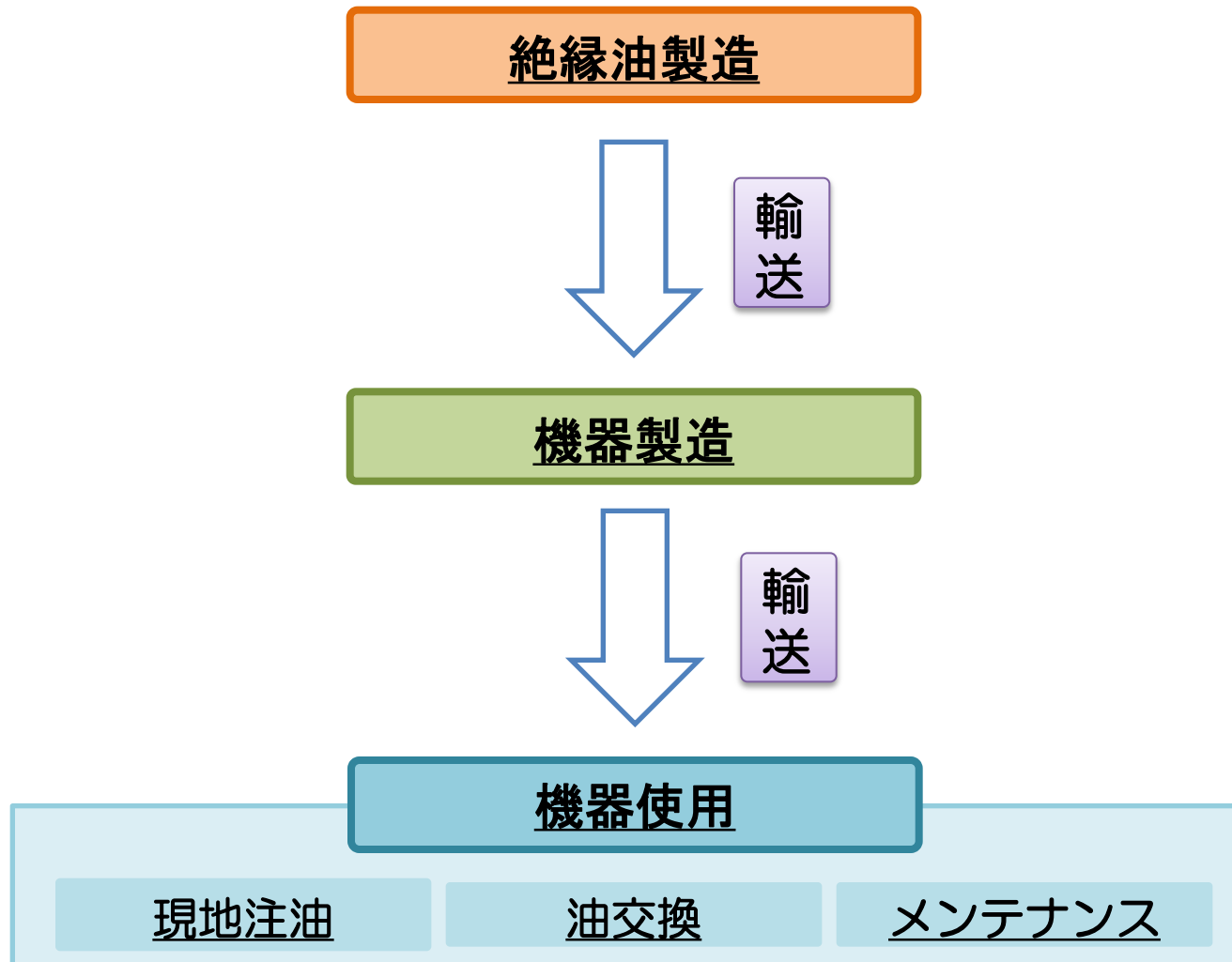
【検討事項】

- ・ 低濃度PCB汚染電気機器の原因究明
→トランス等及びOFケーブルに使用されている電気絶縁油のPCB汚染原因の可能性は、原料の輸送、絶縁油の製造、絶縁油の出荷・輸送、電気機器製造、ユーザーメンテナンス時等、複数存在することが明らかに。
- ・ 低濃度PCB汚染物の処理の基本的方向性
→既存の産業廃棄物処理施設等を活用した低濃度PCB汚染物処理可能性の検証が必要。

2006年(H18～)

微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験の開始

微量PCB汚染の原因可能性について



微量PCB汚染廃電気機器等の経緯②

2006年(H18～) 微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験の開始

2007年～09年
(H19～H21) 中央環境審議会廃棄物・リサイクル対策部会
微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会

【とりまとめ（概要）】

- 微量PCB混入電気機器に関する焼却実証試験において、PCBが安全かつ確実に分解されることを確認。
- **廃棄物処理法における無害化処理認定制度**を活用して、環境大臣が微量PCB混入廃電気機器等の処理事業者の認定を行うことが適当。

2009年(H21) 廃棄物処理法関係省令・告示の改正・制定（11月）
※無害化処理認定制度の対象に微量PCB汚染廃電気機器等を追加。

2010年(H22)～ 無害化処理認定制度に基づく大臣認定（第1号）（6月）
※H25.12月末現在、認定13件

無害化処理認定とは

- 廃棄物処理法第15条の4の4に規定
- 平成18年の廃棄物処理法改正において、当初、高度な処理施設を環境大臣が直接認定する制度を創設
 - 認定を取得すれば、都道府県知事の許可（業許可、施設許可）がなしで処理が可能。
 - 収集運搬も事業の範囲に含めることができる。
- 当初、石綿廃棄物を対象として、制度が創設。平成21年にPCB廃棄物処理が認定対象に。